

国民健康保険税賦課限度額の改定について

● 賦課限度額の改定

我孫子市国民健康保険税条例の賦課限度額について改定します。
なお、今回の改定は「地方税法施行令」の改正によるものであり、
我孫子市の国民健康保険税率等（所得割・均等割・平等割）に変更ありません。
(施行日：令和4年4月1日)

	令和3年度	令和4年度	増減
医療保険分	63万円	65万円	2万円増
高齢者支援金分	19万円	20万円	1万円増
介護保険分	17万円	据え置き	据え置き
合計	99万円	102万円	3万円増

● 限度額引上げに伴う影響

国保世帯数：18,426世帯（令和3年6月当初ベース）

	令和3年度	令和4年度（見込み）	増減
該当世帯	322世帯（1.74%）	301世帯（1.63%）	▲21世帯（▲0.13%）
調定額	189,070千円	196,079千円	7,009千円

※ 介護保険分を除く、医療保険分と高齢者支援金分の世帯数と調定額になっています。